

まん延防止等重点措置への対応について

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

国の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づき、大阪府も「まん延防止等重点措置」の協力要請することが決定されました。

これを受けまして淀川区民センターも感染対策を継続させていただきます。
なお、大声での歓声・声援等がある場合は収容定員の半分以下でご利用となります。

ご利用の際には、入場整理の徹底のほか、「マスクの着用」、「手洗い」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策の徹底もお願いいたします。

令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで

- (1) 開館時間を通常対応（21時30分まで）の継続。
 - (2) 収容率の継続
★大声での歓声・声援なしの場合は収容定員までの参加を認め、大声での歓声・声援がある場合は収容定員の50%以下とする。
 - (3) 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施・継続
 - ★利用時の適切な入場整理等の徹底
 - ★「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策
 - ★感染防止策の徹底、誓約書（WEB予約利用者）提出
 - ★イベント開催時、「感染防止策チェックリスト」の作成
- ◆キャンセルの申し出があった場合の使用料等の還付の取扱いは通常どおりとなりますのでご注意ください。

・今後の感染状況等の変化により、より厳しい措置が行われる場合には、ご予約の取消しをご依頼する場合等もございますのでご承知ください。